

第2回 小田原市人権施策推進委員会 会議録

日時 令和元年10月30日(水) 午前10時～11時55分  
 会場 生涯学習センターけやき第4会議室  
 出席者 委員：吉田委員長、大石副委員長、阪之上委員、佐宗委員、高須委員、  
 早瀬委員、降旗委員、村松委員、薬師委員、山岡委員  
 市職員：【市民部】加藤市民部長、柏木市民部副部長、  
 【事務局職員】菊地人権・男女共同参画課長、星崎主査、磯崎主事  
 傍聴者 0人

会議内容

1 議題

(1) 小田原市人権施策推進指針の改定について

ア 第1回委員会を踏まえての委員からの提案

<p>○吉田委員長</p>	<p>それでは、次第に沿って会議を進めます。          議題(1)「小田原市人権施策推進指針の改定について」          ア「第1回委員会を踏まえての委員からの提案」を議題とします。          この件につきましては、降旗委員から寄せられた意見でございます。          資料2をご覧いただきたいと思ひます。          この委員会の具体的な進め方についてのご提案ですが、降旗委員から、若干、ご説明いただければと思ひます。</p>
<p>○降旗委員</p>	<p>今後のスケジュールを考えると、全体をゼロから作るのは厳しいと考へる。前半、方向性について議論をし、それを基に、事務局が改正案を作成し、協議を行えば、効率的に良い議論ができるのではないかと考へ、提案したものである。</p>
<p>○吉田委員長</p>	<p>意見聴取シートなど活用し、その都度意見を提出していただき、議論を行い、改正案に反映していくという考へ方です。この提案について、事務局からご意見があればお願いします。</p>
<p>○事務局【菊地課長】</p>	<p>降旗委員から、事務局がたたき台としての素案を示した上で議論を進めるべきではないかのご提案をいただきました。          確かに、限られた時間の中で、効率的な会議運営を図ることは大切です。一方、各分野の代表として参画いただく委員の皆様から、忌憚のない意見を伺い、反映させることも本委員会を開催する趣旨でございます。          今回の改定作業は、昨年度までの8年間に小田原市人権施策推進懇談会でご指摘いただいた意見等を踏まえて、事務局として、みなさまにご検討いただきたいところを提示させていただき、ご議論いただいたうえで、事務局が新指針の案をお示しし、作成してまいりたいと思</p>

	<p>います。</p> <p>つきましては、委員会でお諮りいただいたご意見を踏まえて、次回までに事務局案を提案し、次回の委員会においては、事務局案に対する検討と、次の懸案事項についての協議という形で、順次進めて参りたいと考えておりますがいかがでしょうか。</p>
※「異議なし」との声あり	
○吉田委員長	<p>事務局の説明に対して異議なしとのお声がかかりましたので、今後の取扱いについては、そのようにいたします。よろしく願いいたします。</p>

#### イ 県内他自治体の人権施策推進指針の状況

○吉田委員長	<p>それでは、次に、議題イ「県内他自治体の人権施策推進指針の状況」について、を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
○事務局【菊地課長】	<p>それでは、私から「県内他自治体の人権施策推進指針の状況について」を、ご説明させていただきます。</p> <p>資料につきましては、お手元の資料3-1と資料3-2をご覧ください。</p> <p><b>資料3-1</b>「本市現行指針と県内他自治体の人権指針との比較」と<b>資料3-2</b>「県内他自治体の人権施策推進指針の状況」でございます。</p> <p><b>資料3-2</b>は、前回の委員会で、県内自治体の指針の改定状況が分かる資料をとの要望がございましたので、作成したものです。人権施策推進指針を策定している自治体ごとに、「名称」、「策定年度」、「改定年度」、「基本理念」、「分野別施策の推進」といった項目を表にまとめました。</p> <p>それぞれ指針の作りが違いますので、すべての項目を共通にすることはできませんが、指針の構成を簡易な形で見ることができます。</p> <p>この表を見ることにより、各自自治体がどういう理念で人権施策を推進しようとしているのか、また、どういう人権課題があり、その課題に対して、どのような施策を推進していくのか、把握することができます。</p> <p>また、策定または改定された年度により、現在の傾向を見ることができます。このような傾向を見ることにより、本市の指針を改定する際のポイントなどが参考になると考えています。</p> <p>それでは、簡単に、特に目立った特徴について、いくつか確認をしてまいりたいと思います。<b>資料3-1</b>を基にご説明いたします。</p> <p>本市の指針の<b>第2章「指針が目指すもの」</b>の部分ですが、全ての指針が冒頭に基本理念を掲げていますが、</p>

- ・基本理念に加え基本目標を掲げているものが3市（伊勢原、川崎、藤沢）、
- ・基本理念に加えて人権施策に対する市の姿勢を掲げているものが3市（横浜、相模原、鎌倉）です。
- ・基本理念、基本目標、市の姿勢を掲げているものが1市（平塚）
- ・基本理念のみが3市（大和、秦野、横須賀）
- ・平成25年に策定した平塚は、基本理念、基本目標、市の姿勢を掲げています。

次に、**第3章「人権施策の推進へ向けて」**ですが、ほとんどの市が・人権教育の推進、・人権啓発の推進、・相談体制の充実、

- ・市民団体や関係機関など多様な主体との連携 を掲げており、本市の現行指針の記載とほぼ一致しております。

次に、**第4章「分野別施策の推進」**の項目ですが、最近の傾向として

- ・女性の人権→男女共同参画
  - ・外国籍市民の人権→外国人市民、外国につながる方（市民）
  - ・患者等→保健・医療に係る人権、疾病等に対する理解促進、  
HIV感染者・HIV感染者・元患者・心の病等
  - ・犯罪被害者等→犯罪被害者及びその家族の人権+刑を終えて出所した者及びその家族の人権
  - ・就労者の人権→職場における人権侵害、労働者の人権  
+職業差別
  - ・先住民族（アイヌの人々）→固有の歴史・文化を持つ人々の人権
  - ・ホームレスの人権→路上生活者・生活困窮者の人権、貧困や生活困窮に関する取組、貧困等に係る人権課題  
生活保護利用者等公的給付や支援を受ける人の人権課題  
就労支援を必要とする人の人権
  - ・インターネット等による人権侵害→情報に係る人権課題
- という表記をしている市もございます。

また、本市の指針にはない新しい項目としては

- ・性的指向・性自認、性的マイリティーの人権（セクシャルマイリティー）+性同一性障害
- ・北朝鮮当局に拉致された被害者とその家族の人権  
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題
- ・人身取引（トラフィッキング）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災等に起因する人権問題、震災等の被災者の人権、災害に起因する人権問題</li> <li>・難民の人権</li> <li>・差別落書き</li> <li>・自殺をめぐる人権課題、自殺や自死遺族に対する理解や支援に向けた取り組み</li> <li>・住み慣れた地域で健やかに暮らせる医療体制の構築</li> <li>・家族関係にまつわる人権課題</li> <li>・学歴、職歴等まつわる人権課題</li> <li>・公益通報者、情報開示請求者等の特定行為を行った人の人権課題等が挙げられます。</li> </ul> <p><b>第5章関係</b>では、本市の指針の体制に加え、人権擁護委員との連携や、市民意識調査の実施などを掲げている自治体もあります。</p>
○吉田委員長	ただ今、事務局から説明がございましたが、皆様、いかがでしょうか。即座に見通すことは、難しいと思いますが、事務局への質問やご意見があれば挙手をお願いします。
○阪之上委員	人権問題は種類が多い。市が網羅できていないものもあると思われる。他市の状況を参考にして、すべての課題を新指針に記載すべきと考える。藤沢市は、婚外子や戸籍に記載のない人についても記載があるようだが、本市も記載の必要はあると考える。
○吉田委員長	現行指針のさまざまな人権課題の中に記載されているものもあります。今後、どのような内容のものを記載するか問題になると思います。現在、小田原市に無戸籍の方はいるのですか。
○事務局【菊地課長】	戸籍住民課の所管になりますが、法務省関係の案件かと思います。
○降旗委員	小田原市には、つい最近まで該当者がいたが、現在はいない。無戸籍の課題については、指針に必要と考える。
○吉田委員長	この資料を見て、どの分野の課題を入れるか調整する必要があります。ところで、先日の台風19号で、小田原市内に被害はありましたか。
○事務局【菊地課長】	建物等に被害はありました。
○事務局【加藤部長】	人的には、けがをされた方がいたと聞いています。
○事務局【柏木副部長】	教育委員会では、前羽地区で、お子さんが自宅で被害に遭い、心に傷を負っているという情報が入っているようです。
○吉田委員長	他に意見はありますか。
※意見なし	
○吉田委員長	それでは、今後ご意見があります方は、意見提案シートなどを活用し、事務局に意見を提出してください。

ウ 新指針の検討の方向性について

(ア) 新指針の体系について

○吉田委員長	次に、議題ウ「新指針の検討の方向性について」のうち、 (ア)「新指針の体系について」を議題とします。 事務局から、説明をお願いします。
○事務局【星崎主査】	それでは、私の方から「新指針の体系について」を、ご説明させていただきます。 資料につきましては、お手元の資料4をご覧ください。 <b>資料4</b> 「新指針の体系・改定の視点・分野別施策の分類でございます。 先程、県内他自治体の人権施策推進指針の状況について、現在の傾向や特徴について、説明いたしましたので、その分析も踏まえて、本市の新指針の体系について、ご提案いたします。 新しい本市の指針ですが、章の構成については、現行の指針を維持させていただきたいと存じます。 <b>第1章につきましては、</b> 策定時からの時間の経過に伴う、表現や文言の修正を検討したいと存じます。 <b>第2章でございます、</b> 「基本理念」、「誰もが人として大切にされ、共に生き、支え合うまちづくり」につきましては、人権施策を推進する上で普遍的な理念を謳ったものでございまして、時代の変遷とともに変える必要はあまりないと考えられます。 しかしながら、かつて懇談会の構成員から、「世界人権宣言」の主旨を入れるべきであるというご意見が出されました。よって、この基本理念は引き続き維持しつつ、同宣言の主旨について加えることを検討したいと存じます。 また、「基本理念」につきましても、文言等の時点修正程度で基本的に維持したいと存じます。 <b>第3章につきましては、</b> 人権施策を推進する上で、欠かせない人権教育や人権啓発についての記述がございます。この部分につきましても、基本的に現指針を維持させていただき、部分的に時代に即して、表現や文言の修正を検討したいと存じます。 <b>第4章につきましては、</b> 分野別の施策について記述されているところですが、まず、時代に即して出てきた新たな人権課題の追加が必要であると考えています。さらに、最近策定された新しい指針の傾向や特徴を見て、各分野の表記方法について検討する必要があるかと存じます。 <b>第5章につきましては、</b> 本市の人権施策を推進するにあたっての課題が記述されています。基本的には、現行指針の内容を盛り込むべき

	<p>と存じますが、新たな項目や表現方法などについて検討する必要があるかと存じます。</p> <p><b>最後の資料については</b>、基本的に現行指針と同じですが、策定の経過や本委員会の情報の更新などについて、検討する必要があるかと存じます。</p> <p>「新指針の体系について」の説明につきましては、以上でございます。</p>
○吉田委員長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、皆様、いかがでしょうか。第2章については、長年議論のあったところですが、世界人権宣言を入れ、ユニバーサルな指針にしたいと考えています。</p>
○山岡委員	<p>平塚市は、市の姿勢を記載している。本市も第2章に入れるのか。</p>
○事務局【菊地課長】	<p>市の姿勢については、現行の指針にも盛り込まれていますが、新たに章立てにするか、検討する必要はあるかと思えます。</p>
○吉田委員長	<p>基本目標と切り分けて記載するか、検討する必要もあるかもしれません。</p>
○大石副委員長	<p>小田原市の人権の問題について記載するので、地域にとらわれずに、基本理念を大事にするべきだと思う。</p>
○吉田委員長	<p>市の姿勢を入れることについては、いかがお考えですか。</p>
○大石副委員長	<p>現状と同じ形でも良いのではないか。</p>
○事務局【菊地課長】	<p>現行指針の5ページに、市の姿勢に相当する記載があります。</p>
○阪之上委員	<p>小田原市では、2年くらい前に、大きな問題が発生した。直接触れるかは別にして、何らかの記載を検討する必要があるのではないか。</p>
○事務局【菊地課長】	<p>全体施策として、本市職員が意識を新たにしていることを、基本施策の下に記載することが、想定されると思います。</p>
○阪之上委員	<p>間接的にでも、盛り込むことが必要ではないか。そうでないと、何のための指針かということになってしまうのではないか。</p>
○薬師委員	<p>生活保護の問題については、貧困とクロスした問題である。また、ヘイトスピーチを含めたらいかがか。ヘイトスピーチは、人権侵害問題である。</p>
○吉田委員長	<p>生活保護については、記載の仕方が難しいと思います。記載すべき候補のリストに入れておいて、今後、調整をするとき、相談をして取り扱いを決めたらいかがでしょうか。</p>
○高須委員	<p>小田原市の人権施策推進指針には、小田原市が力を入れたいことを中心に記載することが妥当であると考えます。一般的なことももちろん盛り込むべきであるが、どこに重点的に取り組むかがポイントとなる。</p> <p>ヘイトスピーチについては、人権問題と表現の自由のせめぎ合いという点もある。盛り込む場合は、小田原市が、どのように取り組むかが、記載できれば良いと考える。</p>

○吉田委員長	市の姿勢について、記載すべきということか。
○高須委員	まず、市が、どこまで取り組むかというところである。
○大石副委員長	ヘイトスピーチについては、時代の流れからして盛り込むべきと考える。8月にジュネーブで開催された会議に参加したが、日本のヘイトスピーチの問題は、世界の注目を集めていた。 小田原市もヘイトスピーチについて取り組むということ、どこかに盛り込むべきと考える。
○事務局【菊地課長】	例えばですが、ジャンパー問題については、第1章の中に含ませるのはいかがでしょうか。 また、ヘイトスピーチと生活保護関連の記載については、分野別施策の中に含めるという方向で、いかがでしょうか。
○事務局【加藤部長】	第1章の中に、2年前にジャンパー問題が発生し、その後、市として実施してきた取り組みを記載するという方法はいかがでしょうか。
○阪之上委員	現行指針の25ページに、職員への人権研修について、記載がある。指針の冒頭に記載できれば、それは良いことだと考えるが、こういうところに、ジャンパー問題について記載をしても良いのかもしれない。 また、DVの講義に取り組んでいることについて、記載があっても良いかと考える。
○事務局【菊地課長】	人権施策推進指針は、長期間使用するものですので、記載方法については、工夫が必要であると考えます。今後、指針の改定案を提示させていただくときまでに、検討しておきます。
○阪之上委員	ジャンパー問題を新しい指針の冒頭部分に記載して、長く残ることが適切であるかは、慎重に検討する必要があると考える。
○降旗委員	市の指針であるから、市の取り組む姿勢を記載した方が良いと考える。個別の人権課題については、現時点では問題であっても、この先どうであるかは分からないところもある。 これからの人権課題についても、追加記載していくことを考える必要があるのではないかと考える。
○吉田委員長	今後、全体的に指針の改定案を振り返った時に、再検討したいと思います。市の姿勢についても、どのように取り扱うか、もう少し考えてみようと思います。
○薬師委員	新指針には、「世界人権宣言」や「SDGs」についても、盛り込むべきと考えるがいかがか。
○事務局【菊地課長】	本市は、SDGs未来都市のモデル都市として認定されています。SDGsについて、新指針案の中に盛り込むことを検討しようと思います。
○吉田委員長	よろしいでしょうか。 それでは、議題(ア)「新指針の体系について」は、この辺で終わり

	にさせていただきます、次に移りたいと思います。
--	-------------------------

(イ) 改定の視点について

○吉田委員長	続いて、議題（イ）「改定の視点について」について、事務局から、説明をお願いします。
○事務局【星崎主査】	<p>それでは、私の方から「改定の視点について」を、ご説明させていただきます。</p> <p>資料につきましては、引き続き、お手元の資料4をご覧ください。  <b>資料4</b>「新指針の体系・改定の視点・分野別施策の分類でございます。</p> <p>新指針の改定の視点ですが、現行指針策定から8年が経過しております。まず、この間に出てまいりました、新たな人権課題を盛り込むことを検討する必要があるかと存じます。特に、性的指向・性自認や、特定失踪者（拉致問題）、自殺をめぐる人権課題など、他自治体が盛り込んでいる分野や項目については、本市の新指針にも盛り込む必要があると考えます。</p> <p>次に、指針の表現方法について、検討する必要があると考えます。例えば、第4章の分野別施策をご覧ください、本市の現行指針は、各分野が、いわゆる単語で表記されていますが、最近策定又は改定された指針では、文章的な表現になっており、より分かりやすい、または、具体的にどういうことを推進すべきなのかが明確になっています。どういう人権の課題に対して、対策をどのように推進していくのかが、より明確にはっきりする表現方法について、検討する必要があると存じます。</p> <p>「改定の視点について」の説明につきましては、以上でございます。</p>
○吉田委員長	ただ今、事務局から説明がありましたが、皆様、いかがでしょうか。新指針には、分かりやすい表現を入れるべきだと思います。
○阪之上委員	私も、表現を分かりやすくすることは、積極的にやるべきだと思う。抽象的に考えると、分かりにくいものになる。一般の方に、人権問題をより分かりやすく伝えるためには、代表的な具体例を入れるとさらに分かりやすくなるだろう。
○吉田委員長	指針の文量に限りもあるので、具体例を「提案シート」に書いていただき、事務局に提出するというのはいかがでしょうか。
○阪之上委員	具体例を書かないといけないのか。
○吉田委員長	なるべく、具体例を書いていただきたいと考えています。
○大石副委員長	過去に自分たちがしてきたことを反省して、今後は起こらないようにすることが大事である。かつて、外国籍の子どもがからかわれ、その結果、起きてしまった事件があった。このような事件の取り扱いに

	ついて、どのように記載するか考える必要があるのではないかと。
○吉田委員長	どの部分に記載するのが良いのか、難しいところもあると思います。
○高須委員	各人権課題には共通する部分が多くある。例として、女性問題ではDVの問題が、子どもの問題では虐待がいられているが、実はどちらも暴力にまつわる問題である。
○吉田委員長	各人権課題に対して、市がどういう対応をするか、そこをはっきりさせないと新しい指針の書き方は難しいと思います。 そこで、共通項を見つけて、対応方法について主眼を置くことになると思います。
○高須委員	例えば、婚外子の課題については、大元の原因に関わるところについて、記載できると良いのではないかと。
○事務局【菊地課長】	市の方向性を定めて記載し、最終的に新しい指針の全体調整をするという方法が考えられないでしょうか。市としてやるべき施策、またその視点を定めることが必要です。
○吉田委員長	市としてやるべき施策のリストを作成する必要があるでしょうか。
○薬師委員	小田原市には、外国籍の方が7,000人くらいいるようである。優しい日本語を使うなど、どこまで言語補償や表現補償をするかについても、検討する必要がある。
○吉田委員長	点字や音声データについても、新指針改定協議の最後の回の方で、検討する必要があるかもしれません。 他には、よろしいでしょうか。 それでは、議題（イ）「改定の視点について」は、この辺で終わりにさせていただき、次に移りたいと思います。

(ウ) 分野別施策の分類について

○吉田委員長	続いて、議題（ウ）「分野別施策の分類について」について、事務局から、説明をお願いします。
○事務局【星崎主査】	それでは、私の方から「分野別施策の分類について」を、ご説明させていただきます。 資料につきましては、引き続き、お手元の資料4をご覧ください。 <b>資料4</b> 「新指針の体系・改定の視点・分野別施策の分類でございます。 現行の指針には、11の分野別施策の推進について記述があります。11番目の分野別施策は、「さまざまな人権課題」と題して、「性的マイノリティ」、「婚外子」、「先住民族（アイヌの人々）」、「就労者の人権」、「複合差別」の記述があります。 時代の変遷を鑑み、ここから独立させて一つの分野別施策にする必要を検討すべき分野もあると存じます。

	<p>また、現行の「さまざまな人権問題」の中に記述がなくとも新たに分野別施策へ盛り込むことを検討すべき課題もあるかもしれませんし、独立させなくとも「さまざまな人権問題」の中に盛り込むことを検討すべき課題もあるかもしれません。</p> <p>また、先ほどの「改定の視点について」でもご説明しましたが、分野別施策の分類の表記についても、文章的な表現を採用している他自治体が多くなってきています。このあたりも検討していく必要があると存じます。</p> <p>現行指針では、「〇〇の人権」と記述されていますが、これも例えば「〇〇の人権課題」などと記述しますとより分かりやすい表現になるかと存じます。</p> <p>また、例として、分野別施策1の「女性の人権」ですが、新しく指針を策定または改定している他自治体では、「男女共同参画」という単語を使用しているところも多くみられます。最近SDGsの考えが広く使われていますが、これを考えると「ジェンダー平等」という表記の方法もあるのではないかと考えられます。いずれにせよ、使用する単語について、検討の必要があると存じます。</p> <p>「分野別施策の分類について」の説明につきましては、以上でございます。</p>
○吉田委員長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、皆様、いかがでしょうか。各分野別の表記については、カテゴライズの問題という面があります。「女性」とするかどうか、ストレスがどこにあるのかななどを検討していき、標記の調整をすることは、可能ではないかと思えます。</p>
○降旗委員	<p>国も基本計画を策定しているが、分野別施策の推進について、項目立てをしている。国の分類を参考にすることがベースになるかと思う。国は、人権課題を13分類設定しているが、その中に、例えば「女性」、「子ども」、「高齢者」などという表記になっている。古い表現であると感じるのであれば、柔軟に新しい言葉を使うようにしても良いのではないか。</p>
○吉田委員長	<p>地方自治体と国の関係も考慮する必要があると思えます。</p> <p>例えば、新潟県や福井県では、北朝鮮問題がリアルな問題としてありますので、人権の計画に反映されています。このように、地方自治体には、フリーハンドの部分もあると思えます。</p>
○阪之上委員	<p>「女性」を「男女共同参画」に変更すると、女性の人権という意味合いが薄まるような気がする。DV問題については、男性の被害者もいないわけではないが、10年間、この問題に携わってきて、男性からの相談というのは1件もない。</p> <p>よって、「女性」のままで良いのではないかと考える。</p>

○吉田委員長	DV問題については、男性の被害者もいると聞きます。この件については、分野別施策で検討する際に、深めていきたいと思えます。
○薬師委員	先ほど、国と地方自治体の話が出たが、自分自身の経験から世田谷区の例を挙げると、先進的で創造的なものを策定しようという考えがあった。小田原市は、SDGs未来都市になっているし、国が追い付いていないところもあるのではないかと。 また、パートナーシップ制度についても、神奈川県下で横須賀市と同時に運用を開始している。さまざまな人権課題ではなく、個別の分野別施策として、項目立てしたらいかかか。
○吉田委員長	パートナーシップ制度については、人権施策推進懇談会時代から、課題としてたびたび上がっているところでは。
○大石副委員長	パワハラ問題についても、考える必要がある。
○吉田委員長	ヘイトスピーチと同じで、パワハラについても、どういう対応をするのかということを考える必要があります。
○山岡委員	雇用問題については、パワハラ問題が起きないように、金融機関や病院などでは、監視カメラを設置しているところもあると聞く。
○吉田委員長	セクハラ問題については、現行指針では、女性の人権の分野別施策に記載されているか。
○事務局【菊地課長】	現行の指針では、女性の人権の分野別施策の中に記載があります。
○阪之上委員	現行の指針、24ページの就労者の人権にも、セクハラ問題について、記載がある。新指針に記載する際には、工夫が必要と考える。
○高須委員	児童相談所では、家庭が貧困状態にある、案件も取り扱っている。貧困の問題については市のみが対応しているわけではないが、大切な問題なので新指針に取り上げてはいかかか。
○吉田委員長	アメリカでも、貧困問題は、大きな問題となっています。生活保護の問題と絡めて、考えていく必要があると思えます。 よろしいでしょうか。 それでは、議題（ウ）「分野別施策の分類について」は、この辺で終わりにさせていただき、次に移りたいと思えます。

エ 第1章から第3章までの表記について

○吉田委員長	次に、議題エ 「第1章から第3章までの表記について」を議題とします。 事務局から、説明をお願いします。
○事務局【星崎主査】	それでは、私の方から「第1章から第3章までの表記について」を、ご説明させていただきます。 資料につきましては、お手元の資料5をご覧ください。 <b>資料5</b> 「小田原市人権施策推進指針改定シート」でございます。

	<p>A4ヨコ版の資料で、第1章から第4章（1 女性の人權）までのシートをご用意してございます。</p> <p>資料は、表が3つに分かれております。一番左のブロックには、現行の指針が記載されています。真ん中のブロックには、現行指針策定後本委員会の前身小田原市人権施策推進懇談会で提出されたご意見や本市の総合計画についての記述など、時代の変遷に伴い、修正すべき点が、該当する現行指針の右隣に記載しております。</p> <p>最後に、右側のブロックには、真ん中のブロックの意見等を踏まえ修正するとなると、このようになるかという新指針の検討（案）を記載しております。</p> <p>まず、この部分について、ご検討いただき新指針にどのように記述するかご協議いただきたいと存じます。</p> <p>また、第1章の8ページ最後の部分のように、現行の指針に記述がなく、新たに何かを盛り込む必要があるのではないかとと思われる部分には、一番左のブロックに「〇〇について、記述を追加する。」と記載させていただいております。この部分に、実際に記述が必要かそれとも他の場所がふさわしいか、記述するとなるとどのような表現が妥当であるかご協議いただきたいと存じます。</p> <p>「第1章から第3章までの表記について」の説明につきましては、以上でございます。</p>
<p>○吉田委員長</p>	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、皆様、いかがでしょうか。各章の表記ですが、各委員からご意見をいただきたいと思えます。</p> <p>ジャンパー問題、外国籍市民へのいじめ、おだわらTRYプランなどといった、新たな動きがあります。</p> <p>現行指針の第1章には、小田原の自然が美しいことをぜひ入れたいと意見があり、記載されています。</p> <p>基本理念の第1段落に、世界人権宣言やSDGsについて、記載することが考えられるでしょうか。</p> <p>第3章については、人権施策推進懇談会時代にあまり意見はありませんでしたが、相談や支援のことについて、事務局から、書き加えるべきところが示されています。また、ジャンパー問題について記載するとしたら、この第3章の3に入れることも考えられるのではないのでしょうか。</p>
<p>○降旗委員</p>	<p>人権施策推進、体制の整備、職員の育成について、連携することも含め、第3章の3に、(1)、(2)として記載したらいかがか。</p>
<p>○吉田委員長</p>	<p>大項目として記載すると目立ちますので、良いかもしれません。</p>
<p>○高須委員</p>	<p>大項目として記載することは、良いと思う。第3章の2の(2)に、庁内連携について記載をしたらいかがか。</p>

○早瀬委員	人権施策推進体制とNGOなどとの連携については、第3章の3、4という大項目で立てたほうが良いと思う。現在は、NGO団体などと連携をしないと、事業は成り立たないのではないかと思う。 専門相談員についてだが、職員の育成は行っているのか。
○吉田委員長	専門相談員は、専任の職員がいるのでしょうか。
○事務局【菊地課長】	非常勤特別職ですが、専任の職員がいます。DVや売春防止法関連の相談を担っています。
○事務局【加藤部長】	少し情報提供しますと、現在、小田原市では、精神保健福祉士といった有資格者を一般職職員として採用しています。
○吉田委員長	時間の関係から、本日の議題は、エ「第1章から第3章までの表記について」で終了といたします。次回の委員会は、本日協議しました、第1章から第3章までの事務局案に対する検討をした後、次の、「分野別施策の推進『1 女性』」から、協議を順次進めて参りたいと考えております。資料のお目通しをお願いします。 事務局においては、本日の意見を取りまとめたうえで素案を作成し、次回までに提示してください。また、できましたら会議開催の一週間くらい前に、事前送付をお願いします。

(2) その他

○吉田委員長	次に、議題(2)その他ですが、委員の皆様からなにかありますでしょうか。
○大石副委員長	先日の台風19号で、小田原市内に被害はあったのか。
○山岡委員	台風19号については、小田原市内で避難者が7,000人くらいで、風水害避難所の新玉小学校では、避難者がいっぱい入りきれず、同じ風水害避難所の芦子小学校に移動して避難された方もいると聞く。このような状況のもと、避難所内で、特に障がいを持った方など、人権問題が起きなかったか情報は入ってきているか。
○事務局【菊地課長】	特に情報は入っていません。
○吉田委員長	次に、事務局からなにかありましたらお願いします。
○事務局【星崎主査】	では、事務局からお知らせします。 「第3回の会議日程」についてお願いいたします。 スケジュールによりますと、第3回の会議は、会場の確保等の関係から、再来月、12月下旬以降の開催を予定させていただいております。 本日欠席の委員もいらっしゃることから、前回同様、お手元の調整表でご回答いただき、調整したいと存じますので、11月13日(水)までに、お願いします。

	<p>また、前回同様に提案シートをお配りしますので、本日の内容を踏まえて気が付いたことや、その他提案等がございます方は、提案シートに項目や内容をご記入いただき11月29日（金）までに事務局までお送りください。</p> <p>なお、本日、会議の開催に先立ち卓上配布させていただきました前回（第1回）会議録につきましては、修正やご意見等ございましたら、11月13日（水）までに、事務局にご連絡ください。いただいたご意見を反映し、会議録として市ホームページ等で公開させていただきます。</p>
<p>○吉田委員長</p>	<p>それでは、お手元の様式を日程調整表は、11月13日（水）までに、提案シートは、11月29日（金）までに、事務局に提出してください。また、前回会議録についてご意見等のある方は、11月13日（水）までに、事務局にご連絡ください。</p> <p>事務局におかれては、会議録と本日の協議内容を踏まえたうえでの事務局案を作成し、各委員まで送付してください。</p> <p>次回は、事務局案の確認と次の分野別施策の検討になります。どの分野を取り扱うかは、事務局と委員長で決めたいので、委員には事前に御連絡をいたします。</p> <p>以上をもって、本日の会議は全て終了いたしました。</p> <p>本日は、円滑な議事進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。</p>